

(証券コード：4026)
平成28年6月29日

株 主 各 位

大阪市西区阿波座一丁目3番15号
神島化学工業株式会社
代表取締役社長 池 田 和 夫

第100回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年7月14日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年7月15日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市西区阿波座一丁目3番15号 JEI西本町ビル6階
当社 会議室
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)

3. 目的事項

報 告 事 項

第100期（平成27年5月1日から平成28年4月30日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買取防衛策）継続の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.konoshima.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(自 平成27年5月1日)
(至 平成28年4月30日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策の効果を背景に、企業収益は改善傾向で推移するなど緩やかな回復基調が見られたものの、後半には中国を中心とした世界経済の減速、資源価格の下落、円高・株安のリスク等から不透明感も強まりました。

当社建材事業の主要マーケットである住宅市場においては、新設住宅着工件数は消費税増税後の落込みから穏やかに回復(対前期比4.6%増の92万戸)したものの、当社主力商品である窯業系建材市場は、前期に比し若干の減少となりました。

このような経済・経営環境の中でありますが、売上高につきましては、建材事業における事業譲受(ラムダ事業)を主因として218億19百万円、対前期比11億32百万円(5.5%)の増収と、3期連続で売上高を更新することができました。

損益面では、金融市場の動向を踏まえた退職給付債務の割引率の変更に伴う退職給付引当金の繰入等があったものの、輸入燃料価格の下落等にも支えられ、営業利益は7億91百万円と対前期比1億19百万円(17.8%)の増益、経常利益は7億10百万円と同1億50百万円(26.8%)の増益、当期純利益は投資有価証券の売却益の計上により6億24百万円と同1億91百万円(44.2%)の大幅な増益となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

建材事業におきましては、前述のとおり市場環境下、期初より新たに外装材事業(ラムダ事業)を譲受したことにより、非住宅分野の拡充に取り組み、売上高は154億24百万円と対前期比9億76百万円(6.8%)の増収となりましたが、ラムダ事業及び退職給付会計の一時的な費用負担等から、セグメント損失(営業損失)は1億17百万円の赤字計上となりました。

他方、化成品事業におきましては、売上高は、海外需要が着実に伸張したことにより、対前期比1億56百万円(2.5%)増収の63億94百万円と最高売上高を更新し、セグメント利益(営業利益)も輸入燃料価格の下落などから、14億22百万円と同3億88百万円(37.6%)の大幅増益となりました。

(次期の見通し)

次期のがわが国経済は、引続き世界経済の減速や円高等により不透明感が残る展開が予想され、また当社建材事業の主要マーケットである住宅市場においても、足元で着工件数は持ち直しているものの年度全体では概ね横這で推移するものと見込んでいます。尚、当社は、次期の見通しに際しまして、消費税の増税に係わる影響は織り込んでおりません。

このような経済・経営環境を前提としまして、当社は、建材事業の住宅関連は引続き高級化路線を推進し、他方ラムダ事業とのシナジーにより非住宅部門の拡大に注力いたします。また化成品事業におきましては、年度後半には新規設備も完成することから更なる海外営業展開を積極化します。更にコスト面では、製造部門では原価低減・稼働率の向上、また物流面での効率化を図ることにより合理化を進めます。

以上の結果、次期の業績につきましては、売上高223億50百万円(2.4%)、営業利益12億80百万円(61.7%)、経常利益12億円(68.9%)、当期純利益8億60百万円(37.8%)を見込んでおります。

(2) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資は14億23百万円であります。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、主力製品である住宅建材業界が、中長期的には少子高齢化と人口減少による戸建住宅の縮小という傾向にあり、先行きとしては大幅な市場の拡大は見込めないものと予想されます。かかる状況下において、当社としましては、建材事業においては、戸建住宅関連の新製品の投入、非住宅分野への注力、加えて当社の強みの1つである耐火パネル販売の拡大等の施策により、業界内におけるシェアアップを図ってまいります。化成品事業においては、更なる国内営業基盤の拡充に加え、積極的な海外市場展開も視野に入れ、同事業を当社の成長エンジンとして更なる拡大を企図しております。以上の諸施策により、当社は国内住宅市場に左右されない複合的な製品ポートフォリオによる収益の安定化及び極大化に努めてまいり所存であります。その為に、以下の3点を特に重要な課題として取り組んでおります。

①コストの削減

工場における生産性の向上はもちろんのこと、配送ルート全般を見直した物流費の見直し等、あらゆる分野のコストの削減に取り組んでまいります。

②新規の顧客獲得による営業基盤の拡大

安定した品質の製品を供給し、国内並びに海外の新規顧客開拓や、既存のお客様との更なる太いパイプ作りにより、売上高の拡大を図ってまいります。

③人材開発・育成の強化

企業が継続的に価値を高めていくには、人材開発・育成が不可欠との認識の下、優秀な人材を確保し、教育の充実等により組織の活性化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第97期 平成24年度	第98期 平成25年度	第99期 平成26年度	第100期 (当事業年度) 平成27年度
売 上 高	百万円 17,188	百万円 20,052	百万円 20,686	百万円 21,819
経 常 利 益	百万円 274	百万円 618	百万円 560	百万円 710
当 期 純 利 益	百万円 148	百万円 360	百万円 432	百万円 624
1株当たり当期純利益	16円18銭	39円31銭	47円27銭	68円18銭
総 資 産	百万円 17,467	百万円 17,974	百万円 18,253	百万円 18,936
純 資 産	百万円 4,495	百万円 4,786	百万円 5,159	百万円 5,515

- (注)・第97期は、売上高の増加や製造コストの削減等により、増収増益となりました。
・第98期は、売上高の増加や製造コストの削減等により、増収増益となりました。
・第99期は、売上高の増加や製造コストの削減等により、増収増益となりました。
・第100期（当事業年度）は、前記「(1)事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
・1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な子会社の状況

該当事項はありません。

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は次の製品の製造、販売を行っております。

事業	主要製品
建 材	住宅及び非住宅・ビル用不燃建材 住宅及び非住宅用窯業サイディング、軒天、破風板、 内装化粧板、ビル用内装材、耐火パネル等
化 成 品	炭酸マグネシウム、酸化マグネシウム、水酸化マグネシウム、 炭酸カルシウム、セラミックス原料及び製品等

(8) 主要な営業所及び工場

本 社 (大阪市西区)	詫 間 工 場 (香川県三豊市)
石 岡 工 場 (茨城県石岡市)	東 京 営 業 所 (東京都千代田区)
東 北 営 業 所 (宮城県仙台市)	千 葉 営 業 所 (千葉県四街道市)
神 奈 川 営 業 所 (神奈川県横浜市)	名 古 屋 営 業 所 (愛知県名古屋市)
北 陸 営 業 所 (石川県金沢市)	中 国 営 業 所 (広島県広島市)
四 国 営 業 所 (香川県三豊市)	九 州 営 業 所 (福岡県福岡市)

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
598 ^名	68 ^名 増	38.1 ^才	11.0 ^年

(注) 使用人兼務役員、臨時雇用者、非常勤嘱託者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,267 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,298
株式会社池田泉州銀行	632
農林中央金庫	520
株式会社三井住友銀行	440
株式会社商工組合中央金庫	393
株式会社百十四銀行	79

(11) その他の会社の現況に関する事項

- ・建設アスベスト損害賠償請求訴訟

当社を含めた建材メーカー約44社と国を被告とする建設アスベスト損害賠償請求訴訟が提訴されております。

今後とも、裁判の推移に対応し、当社としての主張を行う等適切に対処していく所存であります。

なお、現段階では、本件に関する見通しは不明であり、当社の事業等に与える影響も不明であります。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式の総数 | 36,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 9,240,000株 (自己株式86,900株を含む) |
| (3) 株主数 | 3,093名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
神島化学従業員持株会	1,447 千株	15.82 %
DOWAホールディングス株式会社	843	9.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	769	8.41
株式会社みずほ銀行	444	4.85
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	383	4.19
日鉄鉱業株式会社	275	3.00
富田一郎	206	2.25
四国倉庫株式会社	161	1.76
東洋電化工業株式会社	150	1.64
武田久一	111	1.22

(注) 持株比率は自己株式(86,900株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
池田 和夫	代表取締役社長	
布川 明	常務取締役(生産・技術本部長兼詫間工場長)	
真鍋 互	取締役(技術統括部長)	
小田島 晴夫	取締役(総務部長)	
松本 靖弘	取締役(化成品営業部長)	
北野 幸治	取締役(建材営業第一部長)	
小林 哲也	取締役(建材営業第二部長)	
今岡 重貴	取締役	
棚田 正英	常勤監査役	
松下 克治	監査役	DOWAホールディングス株式会社取締役
渡辺 佳夫	監査役	ロイヤルホールディングス株式会社取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役今岡重貴氏は社外取締役であります。
2. 取締役今岡重貴氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役松下克治氏及び渡辺佳夫氏は社外監査役であります。
4. 監査役渡辺佳夫氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役今岡重貴氏は、当社が上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 平成27年7月17日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって、今岡重貴氏は監査役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

区 分	支給人員	支給額
取締役	8名	108百万円
(うち社外取締役)	(1名)	(3百万円)
監査役	4名	20百万円
(うち社外監査役)	(3名)	(10百万円)
合 計	12名	129百万円

- (注) 1. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額13百万円(取締役11百万円、監査役1百万円)を含んでおります。
2. 上記の監査役の支給人員には、平成27年7月17日開催の第99回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
3. 上記支給額のほか、平成27年7月17日開催の第99回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。
退任監査役1名 1百万円 (うち社外監査役1名 1百万円)
4. 上記支給額のほか、使用人兼務役員の使用人給与相当額(賞与を含む)として64百万円を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況

監査役松下克治氏は、DOWAホールディングス株式会社の取締役であります。同社は当社第2位の株主であります。当社と同社の間には特別の利害関係はありません。

監査役渡辺佳夫氏は、ロイヤルホールディングス株式会社の取締役(監査等委員)であります。当社と同社の間には特別の利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

取締役今岡重貴氏は、平成27年7月17日に就任してから取締役会並びにその他重要な会議に全て出席し、必要に応じて社外取締役の立場から適切な発言を行っております。

監査役松下克治氏は、取締役会、監査役会並びにその他重要な会議に適宜出席し、必要に応じて監査役の立場から適切な発言を行っております。

監査役渡辺佳夫氏は、取締役会、監査役会並びにその他重要な会議に全て出席し、必要に応じて監査役の立場から適切な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額 25百万円

②当社が会計監査人に支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額 25百万円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取締役会および監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
文書保存内規に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書保存内規により保存されているこれら文書等を常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則の制定・配布、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な施策の策定、および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。また、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
- ⑤ 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループの事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え管理する。
- ⑥ 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

- ⑧ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

監査役の職務を執行するうえで必要な費用は会社が負担するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、定期的な見直しによって改善を図り、より効果的な体制構築を検討し内部統制システムの実効性を向上させるよう努めております。

また、監査室は独立した観点から内部統制監査を実施しており、法令・定款および社会規範の遵守に反する事項がないか監査しております。常勤監査役は、経営に影響する重大な事象について、取締役及び従業員より報告を受け、監査役監査の他、代表者及び管理職者との面談、重要な会議への出席などを通して得た情報を社外監査役とも共有のうえ、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反がないか監査しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

1. 企業価値向上への取組み

当社では、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるため以下のとおり取組んでおります。この取組みは、上記 I の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

当社は、1917年（大正6年）の創業以来90年余、無機化学の可能性を追求し、「顧客満足を第一に考え、より広くより深く社会に貢献する」を経営の基本方針として歩んでまいりました。

当社は、顧客の満足を得られる高品質・高機能で価格競争力のある製品を迅速且つタイムリーに提供することで社会の発展に寄与し、又地域社会との連携・地球環境問題への取組み等を通じて、企業としての社会的責任を果たしていくことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を一層高めてまいりたいと考えております。

これからも顧客に満足していただける高品質製品の提供、管理の徹底、効率的な生産システムの構築によるコスト削減に注力し、競争力強化を図る一方、透明性、信頼性の高いコンプライアンス遵守の企業経営を実践するとともに、提供する製品も常に環境と安全性を考慮し、株主、顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーから支持され、資本市場から正当な評価が得られるよう努力を続けてまいります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化への取組み

当社は、上記取組みの実現のため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。コーポレート・ガバナンスの強化は、経営の透明性、健全性、遵法性の確保、各ステークホルダーへのアカウンタビリティの重視・徹底、迅速かつ適切な情報開示、経営者並びに各層の経営管理者の責任の明確化の観点から極めて重要な経営の骨格的な方針であると考えております。

現在当社の取締役8名のうち1名は社外取締役であり、また、監査役3名のうち2名は社外監査役であります。監査役は監査役会が定めた監査方針、監査計画に基づき取締役会等に出席及び重要な決裁書類の閲覧の他、会計監査人及び内部監査部門と連携することにより取締役の職務の遂行の監査を行っております。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成25年7月19日開催の当社第97回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を賜り「当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）」を継続しております。

その概要は以下のとおりです。

①当社株式の大規模買付行為等

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

②大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

③大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

但し、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置を取ることがあります。

④独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置することとしております。

⑤本プランの有効期間等

本プランの有効期限は、平成28年7月に開催予定の定時株主総会終結時までとなっております。ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

なお、本プランの内容は当社ホームページ(<http://www.konoshima.co.jp/>)に掲示しております。

Ⅳ 上記取組みが、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

③合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

④独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しては、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運営が行われることを担保する手続きが確保されています。

⑤株主意思を重視するものであること

本プランは、平成25年7月19日開催の定時株主総会での承認により発効しており、株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思を確認させていただいているため、株主の皆様のご意向が反映されております。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

⑥デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸 借 対 照 表

(平成28年4月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	18,936	負 債 の 部	13,420
流 動 資 産	10,434	流 動 負 債	7,384
現金及び預金	1,132	支払手形	1,629
受取手形	731	電子記録債務	13
電子記録債権	310	買掛金	1,770
売掛金	3,482	短期借入金	190
商品及び製品	2,705	1年内返済予定の長期借入金	1,406
仕掛品	726	リース債務	62
原材料及び貯蔵品	845	未払金	730
前払費用	84	未払費用	263
繰延税金資産	210	未払法人税等	405
未収入金	148	未払消費税等	86
その他の	58	前受金	6
貸倒引当金	△1	預り金	95
固 定 資 産	8,501	賞与引当金	300
有 形 固 定 資 産	7,399	製品保証引当金	137
建築物	2,164	設備関係支払手形	285
構築物	182	固 定 負 債	6,035
機械及び装置	2,337	長期借入金	4,033
車輛運搬具	30	リース債務	328
工具、器具及び備品	61	退職給付引当金	1,551
土地	1,381	役員退職慰労引当金	122
リース資産	396	純 資 産 の 部	5,515
建設仮勘定	845	株 主 資 本	5,511
無 形 固 定 資 産	27	資本金	1,320
ソフトウェア	24	資本剰余金	1,078
電話加入権	3	資本準備金	1,078
投資その他の資産	1,073	利益剰余金	3,143
投資有価証券	457	利益準備金	133
出資金	1	その他利益剰余金	3,009
破産更生債権等	0	別途積立金	1,300
長期前払費用	82	繰越利益剰余金	1,709
繰延税金資産	476	自己株式	△30
その他の	55	評 価 ・ 換 算 差 額 等	4
貸倒引当金	△0	その他有価証券評価差額金	4
資 産 合 計	18,936	負 債 純 資 産 合 計	18,936

損 益 計 算 書

(自 平成27年5月1日)
(至 平成28年4月30日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		21,819
売上原価		15,831
売上総利益		5,987
販売費及び一般管理費		5,196
営業利益		791
営業外収益	0	
受取配当金	14	
破損受託料	19	
雑業外収入	40	
営業外費用	14	89
支払利息	116	
雑売上割引	37	
雑支引出	16	170
特別利益		710
投資有価証券売却益	185	
保険差益	52	
固定資産売却益	3	241
特別損失		
固定資産除却損	21	
環境対策費	8	30
税引前当期純利益		921
法人税、住民税及び事業税	417	
法人税等調整額	△120	297
当期純利益		624

株主資本等変動計算書

(自 平成27年5月1日
至 平成28年4月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本計
		資本準備金	資本剰余金	利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金	利益剰余金		
				利益剰余金	繰越利益剰余金	繰越利益剰余金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,320	1,078	1,078	133	1,300	1,158	2,592	△29	4,961
当期変動額									
剰余金の配当						△73	△73		△73
当期純利益						624	624		624
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	550	550	△0	550
当期末残高	1,320	1,078	1,078	133	1,300	1,709	3,143	△30	5,511

	評価・換算差額等		純資産計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	198	198	5,159
当期変動額			
剰余金の配当			△73
当期純利益			624
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△194	△194	△194
当期変動額合計	△194	△194	355
当期末残高	4	4	5,515

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの… 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法……………移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物

①平成10年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

②平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

旧定額法

③平成19年4月1日以後に取得したもの

定額法

建物以外

①平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

②平成19年4月1日以後に取得したもの

定率法

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品の保証に対する費用の支出に充てるため、過去の実績率に基づき計上しております。

(会計上の見積りの変更)

当社は無償保証期間に発生する無償修理費は、従来、発生時の費用として計上しておりましたが、見積り計上していない費用について過去の実績率に基づき製品保証引当金を算定するための社内管理体制の構築を進めた結果、今後発生すると見込まれる金額を合理的に見積ることが可能となったため、当事業年度より当該金額を製品保証引当金として計上しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1億37百万円減少しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、発生年度に一括処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職により支給する役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の支払利息

(3) ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価

当社のリスク管理規程に基づき、金利変動リスクをヘッジするために、ヘッジ取引を実施し、ヘッジ対象との相関性をみて有効性を評価しております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 国庫補助金等により取得した有形固定資産の圧縮記帳額及び圧縮記帳累計額

有形固定資産に係る国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	圧縮記帳累計額
建物	6百万円
機械及び装置	280百万円
工具、器具及び備品	155百万円
計	<u>442百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額

23,994百万円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	1,939百万円
構築物	160百万円
機械及び装置	2,206百万円
工具、器具及び備品	45百万円
土地	1,323百万円
計	<u>5,675百万円</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	190百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,406百万円
長期借入金	4,033百万円
計	<u>5,630百万円</u>

4. 期末日満期手形及び期末日電子記録債権は、手形交換日及び振込期日をもって決済処理しております。

したがって、当期末は金融機関休業日のため、下記の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。

受取手形	64百万円
電子記録債権	7百万円
支払手形	410百万円
設備関係支払手形	17百万円

[損益計算書に関する注記]

1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は次のとおりであります。

売上原価	△7百万円
------	-------
2. 一般管理費及び当期総製造費用に含まれる研究開発費 623百万円
3. 投資有価証券売却益は、当社が保有する上場有価証券の一部を売却したことによるものであります。

投資有価証券売却益	185百万円
-----------	--------
4. 保険差益は、詫間工場において、平成27年7月に発生した水害に係る保険金受領額から、廃棄したたな卸資産及び固定資産の帳簿価額等を控除した金額を計上しております。

保険差益	52百万円
------	-------
5. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

機械及び装置	2百万円
車輛運搬具	0百万円
6. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

建物	5百万円
構築物	0百万円
機械及び装置	16百万円
車輛運搬具	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円
7. 環境対策費は、詫間工場のPCB廃棄物処理にかかる費用であります。

環境対策費	8百万円
-------	------

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の総数に関する事項

普通株式

9,240,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	85,688	1,212	—	86,900

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,212株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

- ①決議 平成27年7月17日
- ②株式の種類 普通株式
- ③配当金の総額 73百万円
- ④1株当たり配当額 8円
- ⑤基準日 平成27年4月30日
- ⑥効力発生日 平成27年7月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

- ①決議 平成28年7月15日
- ②株式の種類 普通株式
- ③配当の原資 利益剰余金
- ④配当金の総額 109百万円
- ⑤1株当たり配当額 12円
- ⑥基準日 平成28年4月30日
- ⑦効力発生日 平成28年7月19日

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
退職給付引当金		472百万円
役員退職慰労引当金		37百万円
賞与引当金		92百万円
製品保証引当金		42百万円
投資有価証券評価損		4百万円
たな卸資産評価損		116百万円
その他		52百万円
繰延税金資産	小計	818百万円
評価性引当額		△130百万円
繰延税金資産	合計	688百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△1百万円
繰延税金負債	合計	△1百万円
差引		
繰延税金資産の純額		687百万円

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

貸借対照表に計上した固定資産のほか、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	期末残高相当額
機械及び装置	115百万円	104百万円	10百万円

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	12百万円
1年超	一百万円
合計	12百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	15百万円
減価償却費相当額	12百万円
支払利息相当額	0百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に各部門各営業所へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係わる資金調達であり、長期借入金(原則として5年以内)及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係わる資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については「常務会付議」に基づきリスク管理規程に従って総務部で行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務、借入金、リース債務は、流動リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係わる市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年4月30日(当事業年度末日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金及び預金	1,132	1,132	—
(2) 受取手形	731	731	—
(3) 電子記録債権	310	310	—
(4) 売掛金	3,482	3,482	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	453	453	—
資産計	6,109	6,109	—
負債			
(1) 支払手形	1,629	1,629	—
(2) 電子記録債務	13	13	—
(3) 買掛金	1,770	1,770	—
(4) 短期借入金	190	190	—
(5) リース債務	390	390	—
(6) 未払金	730	730	—
(7) 設備関係支払手形	285	285	—
(8) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	5,440	5,507	67
負債計	10,450	10,517	67
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、並びに(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 短期借入金、(6) 未払金、並びに(7) 設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

リース債務の時価については、支払利子込み法により算定していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記「デリバティブ取引」注記参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。

②ヘッジ会計が適用されているものは金利スワップの特例処理により、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(8)参照)。

(注) 2. 非上場株式(貸借対照表計上額4百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(5)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	602円61銭
2. 1株当たり当期純利益	68円18銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月9日

神島化学工業株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 康 仁 ①
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西田 順 一 ①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神島化学工業株式会社の平成27年5月1日から平成28年4月30日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年5月1日から平成28年4月30日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に勤めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年6月10日

神島化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役	棚田正英	Ⓔ
社外監査役	松下克治	Ⓔ
社外監査役	渡辺佳夫	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

・ 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金12円 総額 109,837,200円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年7月19日

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結のときをもって、取締役池田和夫、布川明、真鍋互、北野幸治、小林哲也の各氏は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	いけだ かずお 池田 和夫 (昭和28年8月18日生)	昭和51年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成12年4月 同行 e-ビジネス推進企画部長 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 福岡営業部部长 平成16年5月 当社入社 顧問 平成16年7月 当社取締役経理部長 平成19年7月 当社常務取締役経理部長 平成22年7月 当社代表取締役社長 現在に至る	6,267株
<p>【取締役候補者とした理由】 池田和夫氏は、平成16年7月に当社取締役に就任し、経理、財務に関する業務に精通しており、また、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
2	ふかわ あきら 布川 明 (昭和28年7月2日生)	昭和53年4月 当社入社 平成6年4月 当社詫間工場工業薬品製造部長 平成12年7月 当社取締役工業薬品事業部長兼 詫間工場工業薬品製造部長 平成16年7月 当社取締役詫間工場長兼 工業薬品事業部長 平成19年7月 当社常務取締役詫間工場長兼 工業薬品事業部長 平成20年5月 当社常務取締役詫間工場長 平成27年5月 当社常務取締役生産・技術本部長兼 詫間工場長 現在に至る	8,877株
<p>【取締役候補者とした理由】 布川明氏は、平成12年7月に当社取締役に就任し、長年化成品事業の運営に携わり、また、製造拠点の1つである詫間工場の責任者として、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	まなべ わたる 真鍋 亙 (昭和29年10月6日生)	昭和52年4月 当社入社 平成2年5月 当社詫間工場次長 平成3年10月 当社詫間工場建材製造部長 平成12年7月 当社取締役詫間工場副工場長兼 建材製造部長 平成16年7月 当社取締役技術本部長 平成27年5月 当社取締役技術統括部長 現在に至る	9,069株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>真鍋亙氏は、平成12年7月に当社取締役に就任し、長年製造部門に携わり、製造技術・商品開発に相当程度の知見を有することから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	
4	きたの ゆきはる 北野 幸治 (昭和42年8月26日生)	昭和61年3月 当社入社 平成11年6月 当社東京営業所所長 平成13年5月 当社東京営業所所長兼建材営業二部次長 平成16年10月 当社東京営業所所長兼建材営業二部部長代理 平成18年7月 当社東京営業所所長兼建材営業二部部長 平成20年5月 当社東京営業所所長兼建材営業部部長 平成22年7月 当社取締役建材営業第一部長 現在に至る	13,818株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>北野幸治氏は、平成22年7月に当社取締役に就任し、営業や事業所開発をはじめとする幅広い知識・経験を有することから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	
5	こばやし てつや 小林 哲也 (昭和40年1月24日生)	昭和63年4月 新日軽株式会社入社 平成9年3月 当社入社 平成13年5月 当社建材営業二部次長 平成16年10月 当社建材営業二部部長代理 平成18年7月 当社建材営業二部部長 平成20年5月 当社建材営業部部長 平成22年7月 当社取締役建材営業第二部長 現在に至る	3,877株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>小林哲也氏は、平成22年7月に当社取締役に就任し、営業や事業所開発をはじめとする幅広い知識・経験を有することから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。

第3号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、当初平成19年4月25日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入し、平成19年7月27日開催の当社第91回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、直近では平成25年7月19日開催の当社第97回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下、継続後のプランを「現プラン」といいます。）、その有効期限は、平成28年7月開催予定の当社第100回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。現プランの有効期限満了にあたり、平成28年6月10日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを一部変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）するとともに、継続することを決定いたしました。

つきましては、本プランへの継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランの現プランからの主な変更点は、以下のとおりです。

- ①当社取締役会が大規模買付者から提供を受けた本必要情報に加えて追加的に情報提供を求める場合の期限の上限を設定いたしました。
- ②大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合に、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない旨を明確化いたしました。
- ③その他、語句の修正、文言の整理等を行いました。

I 承認の対象となる本プランの内容

1. 本プラン継続の目的

企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な向上又は確保を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客、取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模な買付行為がなされたときに、大規模な買付を行う者の提示する当社株式の取得対価が、当社の企業価値と比べて妥当か否かを、株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模な買付を行う者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模な買付を行う者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模な買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し当社取締役会では、大規模な買付行為に際しては、大規模な買付を行う者から事前に株主の皆様への判断のために必要かつ十分な大規模な買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模な買付行為に対する取締役会としての意見を必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら慎重に検討したうえで開示いたします。さらに、必要と認めれば、大規模な買付提案の条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は取締役会の意見を参考にしつつ、大規模な買付を行う者の提案と取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な判断を決定するために必要な情報と機会を与えられることとなります。

以上のことから、当社取締役会は大規模な買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益の向上又は確保に合致すると考え、以下の内容の大規模買付行為がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組みとして対抗措置を含めた買収防衛策として本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プラン（別紙1のフローチャートをご参照ください。）として継続することといたしました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出にあたっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品法取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会を設置いたします。（独立委員会規程の概要につきましては、別紙3をご参照ください。）。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役ならびに社外有識者（注）の中から選任します。本プラン継続時における独立委員会の各委員候補の氏名及び略歴は別紙4をご参照下さい。独立委員会は大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、対抗措置の発動・不発動の判断、いったん発動した対抗措置の停止等の判断など、当社取締役会の諮問に対して勧告するものとし、当社取締役会は、独立委員会の判断を最大限尊重するものとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者、コンサルタント、又はこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

(1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言及び以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等
- ⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合には、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表します。

(2) 大規模買付者からの必要情報の提供

当社取締役会は、上記 (1) の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に対して交付し、大規模買付者には、当該リストに従い、本必要情報を当社取締役会に書面で提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、過去の買収および大規模買付行為の履歴、当社の事業と同種の事業についての経験、過去の法令違反等の有無および内容等を含みます。）
- ② 大規模買付行為等の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行の可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為等の買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）

- ④ 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為等の完了後における当社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策等（就任を予定する当社の役員候補の情報を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為等の完了後における当社の顧客、取引先、従業員その他の当社に係る利害関係者と当社との関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し、情報提供の期限を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。また、大規模買付者から本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、大規模買付者に通知するとともに、その旨を公表いたします。

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上で（最初に本必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記(3)の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。当社取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

(3) 取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者による本必要情報の提供が完了した日の翌日から起算して、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合には最長60日間、又はその他の大規模買付行為の場合には最長90日間を上限として、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその

他の専門家)の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付提案についての反対意見の表明や代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案又は当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑤のいずれかの類型に該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、必要かつ相当な範囲内で、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款上検討可能な対抗措置をとることがあります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てを選択した場合の概要は別紙2に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てをする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して当社株式と引換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。但し、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

- ① 真に当社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の大規模買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の大規模買付行為を行っている場合
- ③ 当社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会

社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の大規模買付行為を行っている場合

- ④ 当社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で株式の大規模買付行為を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合

上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し、対抗措置発動の是非について諮問し、独立委員会は、対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記4.(3)の取締役会評価検討期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動について判断を行うものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記(1)で述べた対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

当社取締役会は、対抗措置発動に先立ち、独立委員会に対して発動の是非について諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重して、必要性、相当性を十分検討し発動の是非について判断するものとします。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)又は(2)において、当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が

大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でない当社取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の効力発生日の前日までの間は、独立委員会の勧告を受けたうえで、当該新株予約権の無償割当てを中止することとし、また、新株予約権の無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、独立委員会の勧告を受けたうえで、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしながら、当該決定について適時適切に開示いたします。

6. 本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、本株主総会での株主の皆様のご承認をもって同日より発効することとし、有効期限は平成31年7月に開催される定時株主総会終結の時までとします。また、本プランは、本定時株主総会において継続が承認された後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行う場合があります。このように、当社取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合にはその内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

II 補足説明

1. 本プランが株主・投資家の皆様に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家の皆様に与える影響

本プランにおける大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切なお判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5．において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様と与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会が上記5．に記載した具体的な対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしたがって、当該決定について適時適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てが行われる場合は、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。その後当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てが行われる場合には、割当期日において株主名簿に記録されている株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となり

ません。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に基づき適時適切に開示します。

2. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されたものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しては、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運営が行われることを担保する手続きが確保されています。

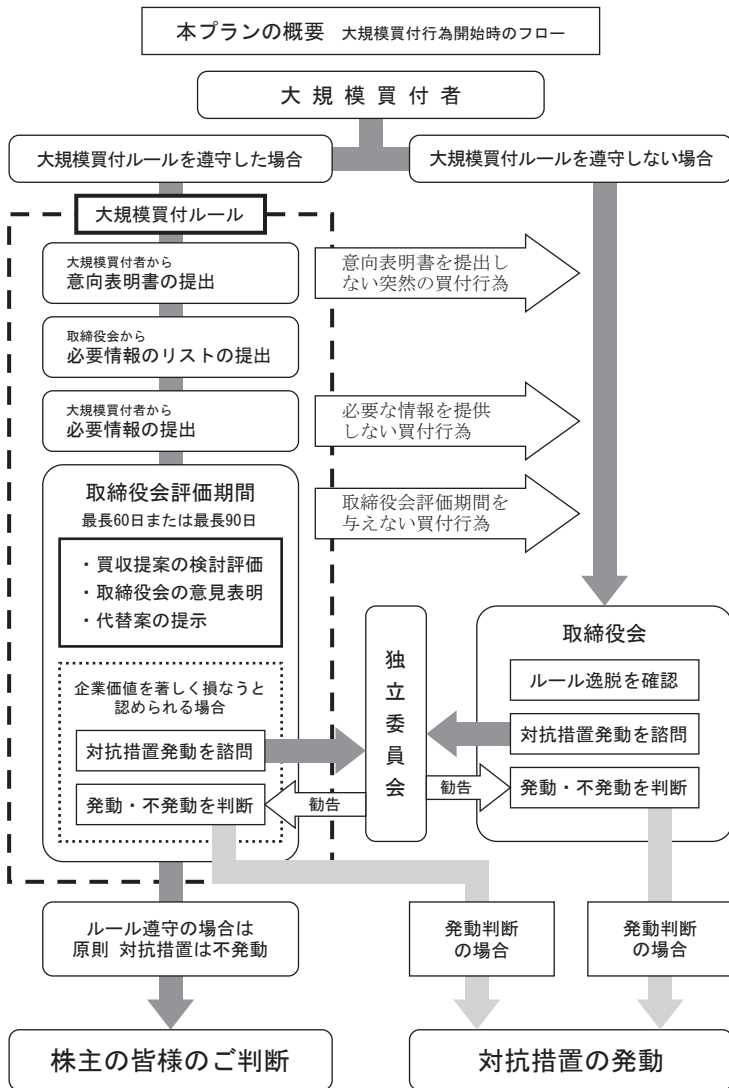
(5) 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以 上



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

以上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及び発行条件
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。但し、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以上

独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会の委員略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、引き続き以下の3名を予定しております。

村中 徹 (昭和40年6月3日生)

- 平成7年4月 弁護士登録 (大阪弁護士会、現任)
- 平成18年1月 第一法律事務所 (現「弁護士法人第一法律事務所」)
パートナー弁護士 (現任)
- 平成24年4月 司法試験考查委員 (商法担当)
- 平成26年5月 古野電気株式会社社外監査役 (現任)
- 平成27年6月 株式会社スズケン社外監査役 (現任)

吉本 健一 (昭和24年3月31日生)

- 昭和49年3月 大阪大学大学院法学研究科修士課程修了
- 平成16年4月 大阪大学大学院高等司法研究科教授
- 平成24年4月 神戸学院大学法学部教授 (現任)
大阪大学名誉教授 (現任)
- 平成24年8月 弁護士登録 (現任)

今岡 重貴 (昭和46年9月7日生)

- 平成11年10月 朝日監査法人入所
- 平成15年5月 公認会計士登録
- 平成20年9月 あずさ監査法人退所
- 平成20年10月 今岡公認会計士事務所開設
- 平成21年2月 税理士登録
- 平成21年2月 今岡公認会計士・税理士事務所開設 (現任)
- 平成22年7月 当社社外監査役
- 平成27年7月 当社社外取締役 (現任)

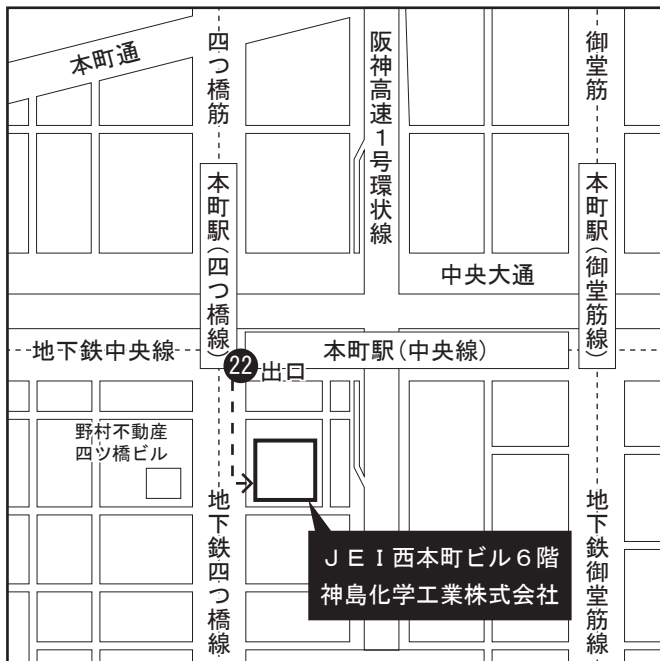
上記、各独立委員と当社との間に特別な利害関係はありません。

なお、社外取締役今岡重貴氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届出ております。

以 上

株主総会会場ご案内略図

大阪市西区阿波座一丁目3番15号 JEI西本町ビル6階
当社 会議室



- 地下鉄御堂筋線、四つ橋線、中央線「本町駅」22号出口より徒歩約2分
- 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

大阪市西区阿波座一丁目3番15号
神島化学工業株式会社
電話 (06) 6110-1133